

# 北九州市響灘西地区廃棄物処分場に係る 産業廃棄物等の埋立処分の基準に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、ひびき灘開発株式会社（以下「当社」という。）管理の北九州市響灘西地区廃棄物処分場（以下「処分場」という。）に係る産業廃棄物及び土砂（以下「廃棄物等」という。）の埋立処分にあたり、受入れの基準について定め、廃棄物等を適正に処分し、処分場の適切かつ円滑な運営を確保することにより、環境の保全を図ることを目的とする。

## (廃棄物等の受入基準)

第2条 処分場を受入れる廃棄物等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他の法令等に定める基準に適合したものとする。

以下に受入れる廃棄物等のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び受入基準について示す。

### 2 共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物等は受入れない。

#### (1) 特別管理産業廃棄物

#### (2) 次のいずれかのもの、それらが付着又は封入されているもの

①毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物

②農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬

③消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物

#### (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液状であるもの

#### (4) 紙くず、木くず、繊維くず

#### (5) 動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等の腐敗するもの

#### (6) 処分場内の水質を悪化させるおそれがあり、排水処理に支障のあるもの

①油膜を生じるもの

②発色性及び発泡性を有するもの

#### (7) 処分場及びその周辺の環境を悪化させ又は処分場における作業を阻害するおそれがあると判断されるもの

①悪臭を発するもの

②飛散又は浮遊するもの

③引火性、発火性、爆発性を有する又は発熱、火気、熱気を帯びるもの

④有毒ガスが発生するもの

⑤受入時に水分が分離しているもの

#### (8) 石綿含有産業廃棄物（火災ごみを除く）

#### (9) 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物

#### (10) 搬入時に内容物が確認できないもの

#### (11) その他、埋立処分に支障のあるもの

### 3 個別基準

処分場に受入れる廃棄物等の種類及び個別基準は、下表のとおりとする。

廃棄物等の種類		個別基準
産業廃棄物	燃え殻	熱灼減量 10%以下に焼却したもの 大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの
	汚泥	無機性汚泥（熱灼減量 15%以下であるもの） 含水率 85%以下に脱水したもの
	廃プラスチック類	中空の状態でないようにし、かつ最大径を概ね15cm以下に 破碎し、切断したもの
	ゴムくず	最大径概ね15cm以下に破碎し、切断したもの
	金属くず	最大径概ね30cm以下に破碎し、切断したもの ※ 廃石膏ボードは紙類が付着していないもの
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	
	鉦さい	
	ばいじん	湿式集塵施設で捕集したものは、含水率 85%以下に脱水したもの その他の集塵施設で捕集したものは、大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの
	政令第13号廃棄物	産業廃棄物の前処理の方法により安定化が確認されたもの
	がれき類	最大径概ね30cm以下に破碎し、切断したもの 木くず等他の廃棄物が混在しないもの
土砂	一般土砂	最大径概ね30cm以下のものであって、事前に土壌汚染のおそれがないことを確認したもの
	管理土	最大径概ね30cm以下のものであって、次項の土砂の判定基準を超え、廃棄物等の受入基準を満足するもの

注. 政令第13号廃棄物（以下「政令13号」という。）とは、施行令第2条第1項第13号に規定する廃棄物であり、コンクリート固型化物等をいう。

#### 4 受入基準

処分場に受入れる廃棄物等は下表の受入基準を満足するものとする。

廃棄物等の受入基準		
分析項目	溶出基準値 (mg/l以下)	
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
2	水銀又はその化合物 ※1	0.005
3	カドミウム又はその化合物	0.03
4	鉛又はその化合物	0.1
5	有機燐化合物	1
6	六価クロム化合物	0.2
7	砒素又はその化合物	0.1
8	シアン化合物	1
9	PCB	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2
13	四塩化炭素	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
20	チウラム	0.06
21	シマジン	0.03
22	チオベンカルブ	0.2
23	ベンゼン	0.1
24	セレン又はその化合物	0.1
25	1,4-ジオキサン	0.5
26	ふっ素及びその化合物	15
27	ほう素及びその化合物	30
28	クロロエチレン	—
29	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g ※3
30	含水率	85%以下 ※3
31	熱灼減量 ※2	10%以下 ※3
32	pH	— ※4
33	COD	—

土砂の受入基準	
溶出基準値 (mg/l以下)	含有量基準値 (mg/kg以下)
検出されないこと	—
0.0005	15
0.003	45
0.01	150
検出されないこと	—
0.05	250
0.01	150
検出されないこと	50
検出されないこと	—
0.01	—
0.01	—
0.02	—
0.002	—
0.004	—
0.1	—
0.04 ※5	—
1	—
0.006	—
0.002	—
0.006	—
0.003	—
0.02	—
0.01	—
0.01	150
0.05	—
0.8	4,000
1	4,000
0.002	—
—	1,000pg-TEQ/g

※1 水銀含有ばいじん等の受入基準は、上記溶出基準値に加え、水銀の含有量が1,000mg/kg未満のものとする。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に定める産業廃棄物焼却施設(焼却能力は考慮しない)以外で焼却された「燃え殻」及び「汚泥」は、熱灼減量15%以下とする。

※3 ダイオキシン類、含水率及び熱灼減量については、含有量基準値とする。

※4 廃掃法の運用に伴う留意事項(昭和46年10月25日 環整45号)別紙(4)、(5)の「廃酸」、「廃アルカリ」は、pHを5.8以上、8.6以下に調整した際に生じる沈殿物を「汚泥」として取り扱う場合、当該基準を満たすこととする。

※5 土砂の判定基準において、1,2-ジクロロエチレンは、シス体及びトランス体の総和とする。

注)関係法令及び当該規程で基準値として定めのないものは「—」表記とする。

(溶出試験等結果の提出等)

第3条 契約申請時に必要な廃棄物等の溶出試験及び含有試験（以下「溶出試験等」という。）の分析項目は、下表のとおりとする。なお、当社が廃棄物等の発生工程及び土地履歴を考慮して溶出試験等の分析項目を追加又は免除することができる。さらに、当社が必要と判断した場合、下表の分析項目1～33以外の項目及び分析頻度の指定等を別途行うことができる。

分析項目	S 燃え殻・ばいじん		T 鉱さい		U 汚泥（製造業）		V 汚泥（中間処理）		W 政令13号廃棄物		X 器ガラスくず及び陶磁		Y チ金属くず・廃プラスチック類		Z 土砂 ※5		摘要
	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	
	1 アルキル水銀化合物 ※1	△		△		△		△		△		△		△		○	
2 水銀又はその化合物 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
3 カドミウム又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○		○	△	
4 鉛又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○		○	△	
5 有機燐化合物							○		○						○		
6 六価クロム化合物	○		○		○		○		○		○		○		○	△	
7 砒素又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○		○	△	
8 シアン化合物 ※3					○		○		○		△				○	△	
9 PCB							○		○						○		
10 トリクロロエチレン							○		○						△		
11 テトラクロロエチレン							○		○						△		
12 ジクロロメタン							○		○						△		
13 四塩化炭素							○		○						△		
14 1,2-ジクロロエタン							○		○						△		
15 1,1-ジクロロエチレン							○		○						△		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン							○		○						△		
17 1,1,1-トリクロロエタン							○		○						△		
18 1,1,2-トリクロロエタン							○		○						△		
19 1,3-ジクロロプロペン							○		○						△		
20 チウラム							○		○						△		
21 シマジン							○		○						△		
22 チオベンカルブ							○		○						△		
23 ベンゼン							○		○						△		
24 セレン又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○		○	△	
25 1,4-ジオキサン	○				△		○		○						△		
26 ふっ素及びその化合物	○		○		○		○		○		○				○	△	
27 ほう素及びその化合物			△		△		○		○		△				○	△	
28 クロロエチレン															△		
29 ダイオキシン類 ※4		△		△		△		△		△		△		△		△	
30 含水率		○				○		○		○							
31 熱灼減量		○				○		○		○							
32 pH					○		○		○								
33 COD																	

備考

- ①産業廃棄物の試験方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示13号（改正平成25年2月21日環境省告示9号））によること。
- ②土砂の試験方法は「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号（改正平成26年3月20日））によること。
- ③産業廃棄物の含有の試験方法は「底質調査法」（昭和63年9月8日環水管第127号（改正平成24年8月8日））によること。
- ④燃え殻の熱灼減量の試験方法は「昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部 環境整備課長通知の別紙2のII」によること。
- ⑤ダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年12月27日環境省告示第80号）」によること。

- 2 契約申請時の溶出試験等の試料採取は、濃度計量証明事業である者が行い、試料採取及び分析費用は排出事業者の負担とする。
- 3 分析結果表を提出する場合は下記の項目を明記する
  - ① 試料名、試料採取日、分析年月日
  - ② 試料採取者
  - ③ 試料液の作成方法、分析方法
- 4 溶出試験等の分析頻度は、下表のとおり。

年間搬入量		溶出試験等の分析結果の提出頻度
分析頻度	100 トン未満	管理型廃棄物については、契約申請時に分析結果の提出を課すものとする。なお、安定型廃棄物については、契約申請時の分析を免除することができる
	100 トン以上	契約申請時に年 1 回の分析結果の提出を課す

なお、過去に搬入実績があった場合、当社が起算する直近 12 ヶ月間の搬入量を年間搬入量として、分析頻度を判断する。

#### (搬入時検査等の実施)

第 4 条 廃棄物等を適正に埋立処分するため必要に応じ、搬入される廃棄物等について、目視検査、抜取検査及び展開検査を実施する。

#### (搬入停止)

第 5 条 前条の規定に基づく検査の結果、第 2 条の個別基準及び受入基準に違反する事実が判明した場合、ただちに当該廃棄物等の搬入を停止する。なお、抜取検査において、基準違反が判明した場合は、保管された当該廃棄物等を排出事業者の責任で速やかに撤去する。

#### (搬入停止の解除)

第 6 条 前条の規定に基づき搬入を停止した廃棄物等について、目視検査及び展開検査においては、当社が改善を確認できた場合は、搬入停止の解除を行う。抜取検査においては、排出事業者が原因調査及び改善措置に関する報告書を提出し、当社の承認後、当社社員が立入検査等の改善確認を行い、第 2 条に定める個別基準及び受入基準に適合することを当社が確認できた場合は、搬入停止の解除を行う。なお、原因調査及び改善措置に係る費用は排出事業者の負担とする。

- 2 前項の規定に基づき搬入停止を解除した場合は、排出事業者が当該廃棄物等の搬入再開後、6 ヶ月間当該違反項目の溶出試験等を実施し、その結果を当社へ提出する。なお、費用は排出事業者の負担とする。
- 3 前項の分析頻度は原則 1 回/月とする。但し、搬入が月に 1 回未満の場合は、状況に応じて当社が指定する間隔で 6 回とする。

#### (契約の解除)

第 7 条 第 2 条の規定による受入基準に対し、悪質な違反が判明した場合もしくは度重なる違反があった場合には、契約を解除することができる。

(規程の改定)

第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令が改正された場合は、この規程は自動的にそれに従う。

(その他)

第9条 この規程の施行について必要な事項は別に定める。

付則	この規程は、昭和55年 2月1日から施行する。
付則	この改正規程は、昭和56年12月1日から施行する。
付則	この改正規程は、昭和59年11月1日から施行する。
付則	この改正規程は、昭和60年 4月1日から施行する。
付則	この改正規程は、昭和61年 2月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成 元年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成 7年 4月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成10年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成13年 7月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成13年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成14年12月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成15年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成25年 6月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成26年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成28年 4月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成29年 4月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成29年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は、平成31年 4月1日から施行する。
付則	この改正規程は、令和 2年 4月1日から施行する。
付則	この改正規程は、令和 3年 4月1日から施行する。
付則	この改正規程は、令和 6年 4月1日から施行する。